

「リーガルサポート あいち」です。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP「<http://www.aba.ne.jp/~lsaichi/>」

リーガルサポートあいち 検索

◆成年後見に関する研修会や相談会などに、講師・相談員を派遣しております◆

リーガルサポートあいちでは、研修会や出張相談会の講師派遣、相談員派遣に取り組んでいます。成年後見制度に関する研修会や相談会、催しなどにリーガルサポート会員である司法書士を派遣します。是非、リーガルサポートあいちの出張相談や研修会をご利用下さい。

相談員・講師の派遣費用については原則的には有料ですが、場合により無料にて派遣させていただくこともできますのでご相談ください。相談、研修の内容は、成年後見制度に限らず、周辺にある問題、例えば遺言のこと、相続のことなどにわたってもOKです。また、軽度の知的障害や精神障害のある方など、比較的若い方に向けて、成年後見制度利用をPRし、簡単に制度を説明するためのツールとして、紙芝居を作成しました。紙芝居を使っての出前講座や相談会なども行います。ご要望・ご質問などがございましたら、リーガルサポートあいちまでお気軽にお問い合わせ下さい。

※尚、ご依頼件数が年度の予算枠を超えた場合、講師・相談員の無料派遣には応じられない場合がございますことをご了承ください。

◆平成24年度秋期集中講演会開催のご案内◆

すべての講演が申込不要・参加無料ですので、是非ともご参加下さい。また、お時間の都合で全ての講演を聞くことが難しいようでしたら、ご興味のあるテーマのみの参加でもOKです。

日時：平成24年10月27日（土）午前10時分から午後6時00分

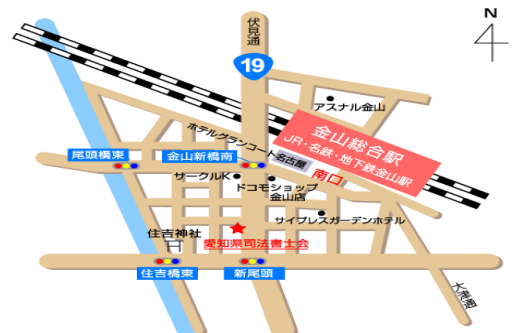
受付開始 午前9時30分より

場所 愛知県司法書士会 2階大会議室（名古屋市熱田区新尾頭一丁目12-3）

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 第1講 | 10:00~11:30 | 「精神障害者を正しく理解していただくために」
梅村仁志氏（愛知県精神保健福祉士協会会長） |
| 第2講 | 13:00~14:30 | 「精神保健福祉士の活動を知ろう」
池戸悦子氏（愛知県精神保健福祉士協会副会長） |
| 第3講 | 14:45~16:15 | 「発達障害を知ろう！」
名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」小川真紀氏 |
| 第4講 | 16:30~18:00 | 「権利擁護」
佐藤彰一氏（國學院大学法科大学教授） |



※駐車場はありませんので、
近隣の有料駐車場又は
公共交通機関をご利用ください。



◆司法書士後見人の事件簿・就任直後の事務◆

後見人の仕事

成年後見制度は、自身で判断する能力が不十分な方を法律的に保護するためのしくみです。後見人は本人（被後見人）の財産、生活、療養看護に関する法律行為を、本人に代わって行います。主な仕事は財産管理と身上監護です。財産管理は本人の資産・負債や収入・支出を把握し、財産の管理を計画的に行います。また、身上監護は本人の生活環境の整備、療養看護に関する続きなどを行います。

（一部「成年後見人のための管理手帳」（社）成年後見センターリガルサポート編著／日本加除出版株式会社より引用）

司法書士後見人 **あいち花子** の事件簿 （個人の特定を避けるため脚色しています。）

B子さんは近くに住む妹夫婦の協力で自宅で一人暮らしをしていましたが、認知症が進み一人暮らしが困難になってきたので施設へ入所をされました。そして妹さんが申立人となり、あいち花子を後見人の候補者として後見開始の審判の申立を行いました。申立後しばらくして裁判所から、あいち花子がB子さんの後見人に選任されましたという審判書が郵便で届きました。審判書を受け取って2週間すると審判が確定します。2週間を過ぎた頃、裁判所から確定したことを知らせる確定通知、B子さんの財産を調べて目録と予算の収支表を作り約一月後の〇月〇日までに裁判所に報告書を提出しなさいという事務連絡がまとめて郵送されてきました。審判の確定後、いよいよ後見人の仕事が始まります。B子さんの施設を訪ねてB子さんにお会いしたり、B子さんの財産を保管してる金融機関やB子さんの受けている行政サービスや年金関係の役所を回って後見人の届出をします。

届出の際、あいち花子がB子さんの後見人ですという証明を求められます。それが登記事項証明書です。登記事項証明書は後見開始の審判が確定してから登記嘱託されるので、確定後2週程度しないと交付ができません。登記が完了すると裁判所から「登記番号」を知らせてくれますので、その後、地方法務局の本局（愛知県の場合は名古屋法務局の3階です）に直接出向くか、東京法務局に郵便で交付請求をします。

金融機関で後見人の届出する際には後見人本人の印鑑証明書が必要なところもあります。必要書類はそれぞれ届出先で異なりますので、事前に電話で確認しておいたほうが良いでしょう。また、出向いた際に、すぐに手続きしてくれる金融機関もありますが、予め予約しておいても時間のかかる金融機関もありますので、ある程度時間に余裕をもって行くべきです。

また、B子さんの望んでいることをお聞きしながら、B子さんを支援する多くの人に関わっていただく支援のネットワークを広げてゆくことも後見人にとって大切なことです。

就任直後の事務としては、B子さんの財産目録や本人の収支予定表を作って裁判所の報告を出すことで一段落しますが、この後も定期的に裁判所への報告をし、裁判所とともにB子さんの権利を護るお手伝いをします。

◆電話相談・いつでもお気軽にお電話ください◆

リーガルサポートあいちでは、電話での相談に対応しています。是非、ご利用下さい。受付電話にお電話いただきますと、担当司法書士から折り返し、お電話をいたします。折り返しのお電話に多少のお時間をいただく場合もありますことをご了承ください。

電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日（祝日除く）
午前10時から午後3時まで

受付電話番号 052-683-6696（リーガルサポートあいち 事務局）

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（リーガルサポートあいち）

〒456-0018

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 愛知県司法書士会館内

TEL 052-683-6696

FAX 052-683-6288

